

2月17日(月)～3月17日(月)

# 所得税、市・県民税の

# 申告が始まります

期間中は、申告会場が大変混み合います。スムーズな申告が行えるよう、事前に必要書類を整理しておいでください。

## 所得税の確定申告

### ■確定申告が必要な人

次の各項目のいずれかの条件に該当する人は、確定申告が必要です。ただし、納付する税額がない場合などは確定申告は不要です。

### 【給与所得者】

- 昨年中の給与の収入額が2千万円を超える人
- 給与の年末調整を受けていない人
- 給与の年末調整を受けた人で
  - ・給与所得以外に20万円を超える所得がある人(農業、不動産など)
  - ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額とその他の所得金額の合計額が20万円を超える人

### 【年金所得者】

- 公的年金以外の所得が20万円を超える人
- 公的年金の収入が400万円を超える人

### 【その他の所得がある人】

- 事業所得(営業、農業)や不動産所得などがある人で、昨年中の所得金額の合計額が、基礎控除その他の所得控除の合計額を超える人
- 土地や建物などの売却による所得がある人
- ※確定申告が不要な人でも申告により所得税の還付を受けることができる人は、申告をすることができます
- ※申告の際に必要な書類などは、市報1月15日号をご覧ください

### ■確定申告は、便利なイータックス(電子申告)をご利用ください

イータックスは、インターネットを利用して、国税庁のホームページ上で確定申告書を作成・提出(送信)できるしくみです。

### ●問い合わせ

所得税に関すること  
 村上税務署 ☎53・3141  
 市・県民税に関すること  
 税務課市民税係 ☎53・2111  
 (内線221・222)

主に次のような利点があります。

- 医療費の領収書や源泉徴収票などの書類の提出または提示を省略できます。
- イータックスで申告すると還付に係る処理が早期に行われるため、還付金を早く受け取ることができます。
- 申告期間中は、昼夜を問わず、都合の良いときに利用できます。(メンテナンス時間を除く)

※イータックスを利用するには、

- ・利用環境の確認
- ・電子証明書付住基カードの取得
- ・電子証明書の登録・再登録
- ・ICカードリーダーの購入が必要です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



## 税理士事務所における還付申告無料相談

関東信越税理士会村上支部では、下記の日程で還付申告無料相談を行います。(事前に予約が必要です)

対象：年の途中に退職した人、医療費控除を受ける人(給与所得者・年金所得者のみ)

### 2月6日(休)

穴戸由喜夫	税理士事務所	岩船横新町2-2	☎56-7708
瀬賀良	税理士事務所	福田349	☎66-5128
伊藤三五郎	税理士事務所	関川村下関12-2	☎64-1486
野本恒夫	税理士事務所	田端町13-19	☎53-7775

### 2月7日(金)

鈴木信嘉	税理士事務所	羽黒口10-31	☎52-3326
村山誠	税理士事務所	山居町二丁目5-26	☎53-2620
金子謙	税理士事務所	堀片3-29	☎53-2218
種部義秋	税理士事務所	上片町2-22	☎53-0366

